

【博物館の登録基準】

1. 設置者

- 法第 13 条第 1 項第 1 号にいう法人であること
- 当該申請に係る博物館の設置者が、法第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者でないこと（法第 13 条第 1 項第 2 号）

2. 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制

- 法第 13 条第 1 項第 3 号及び施行規則第 19 条にいう必要な体制を有すること
- 博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を有すること

3. 学芸員その他の職員の配置

- 法第 13 条第 1 項第 4 号及び施行規則第 20 条にいう必要な学芸員その他の職員が配置されていること
- 館の運営に関して判断と意思決定をできる館長が置かれていること

4. 施設及び設備

- 法第 13 条第 1 項 5 号及び施行規則第 21 条にいう必要な施設及び設備が整備されていること

5. 開館日数

- 1 年を通じて 150 日以上開館すること（法第 13 条第 1 項第 6 号）